

国民生活審議会第4回消費者契約法評価検討委員会議事要旨

1. 日 時 平成19年4月10日(火) 10:00~12:06

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館4F 共用第2特別会議室

3. 出席者

(委員会)

山本委員長、阿部委員、夷石委員、上田委員、笠井委員、鹿野委員、菊地委員、下谷内委員、角田委員、田口委員、寺田委員、中田委員、野坂委員、町村委員、宮川委員、村委員、柳川委員、山本敬三委員

(事務局)

西国民生活局長、堀田審議官、井内消費者企画課長、藤崎国際室長、西村消費者調整課長、小川消費者情報室長 ほか

4. 概要

(1) 日本私立大学団体連合会からのヒアリング

資料1に基づき、日本私立大学団体連合会から説明の後、以下の議論があった。

○消費者契約法が労働契約を除く全ての消費者契約に適用があることは条文上からも立法趣旨からも明らかであるにもかかわらず、裁判では公共性、公益性を全面に出して在学契約の特殊性に鑑み、消費者契約法の適用除外の主張を繰り返しながら、逆に消費者契約の規範によって、在学契約の不当な面が是正されたという見方もできるのではないか。

また、最高裁判決では「入学金については不相当に高額でない限り、学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質を有するものであり、当該大学が合格した者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用」と説明がされ、入学金の不返還特約は有効と判断されたが、返還を要しないとされた入学金とは具体的にはどのような内容のものか。2点目として、最高裁判決以降、私立大学の入学金を高く設定される傾向が見られないか教えていただきたい。最後に、最高裁判決以降、裁判規範に照らして授業料の返還請求の資格を有する者に対して、私立大学側として自主的に授業料を返還する議論がなされたことはあるか伺いたい。

→消費者契約法制定後、在学契約が適正化したのではないかと御指摘についてはその通りだと考えており、今回の司法判断も厳粛に受け止めてまいりたい。

1点目の質問である入学金の内容について、判決では入学し得る地位を取得するための対価であり、用途については事務手続き等に使用されるとされているが、現状ではそれを超える部分もとっている大学もあれば、入学金を学納金として一体化して、授業料のみでは賅えない全体的な経理に使用している大学もある。当団体として、入学金がどのような用途で使われているのかは把握していないが、入学し得る地位を取得するための対価であるべきと考えている。

2点目について、最高裁判決でも大学選択の自由を阻害するような額であってはならず、大学が過大な利益を得るようなものであってはならないとされており、その内容を踏まえた指示は出している。

3点目について、各大学でも当団体以外でも検討はされているが、当時の記録が残っていない大学もある。ただし少なくともほとんどの大学では、該当する可能性がある案件のリストアップ等をして準備はしているが、当団体として可能性のある案件について申し出るよう指示はしていない。

○1点目として「学納金返還問題についての一定の収束を見た」(p1)とのことだが、現在係争中のものはないか伺いたい。2点目として、入学辞退の意思表示の問題として措置をとることが望ましいことが3点書かれているが、それらは強制的なものでなく各大学が自主的に判断することか。自主的に判断するものならば各大学で意思表示を確認しているか否かの現状のデータがあれば御教示願いたい。3点目として、学生が消費者契約法のトラブルに巻き込まれるケースが心配されるが、大学生に対し、消費者契約法に関わる問題やトラブル防止について日本私立大学団体連合会、大学側としてどのような教育を啓蒙しているのか伺いたい。

→1点目について、申し出があれば対応しており、新しいトラブルはないと認識している。

2点目について、裁判所は口頭で足りると判断しているが、お互いのためにまず文書で確認しておくことが望ましいと考えており、この点については皆様から御指導いただければありがたい。

3点目について、特定商取引法に関わる問題も含めて、多くの大学生が被害の対象となっているのは事実である。大学の中にはパンフレットを作成し啓蒙しているところもあり、団体としては機関誌等を通じて、加盟校に対し情報提供はしているが特段の指導はしていない。ただ、一教師としては、消費者教育がきちんとした仕組みとしてなされていないと感じている。

○入学金の内容に関連して、かつて1部の私立大学では、入学金の一部を授業料に充てるという取扱いがされていたと聞いている。入学金という名目ではあるものの、授業料の一部前払い的なものを入学金に含めているとも理解できるが、本件について、日本私立大学団体連合会で話し合はなされているか。

→入学金のあり方について、今回の最高裁の判断は緩やかであり、今後考え直さないとはいえないと考えている。全体の日常的な運用に関わることになると、授業料に相殺する方が妥当ではないかという議論もあり、それらも含めて内部では検討しており、御指摘の問題の存在自体は認識しており、重要な問題であると考えている。

○消費者契約法の不当条項のリストとしては8条、9条が定められており、これらを拡充すべきか否かが当面の問題である。たとえば、消費者契約を解除すると認められる原状回復の返還請求権を排除するという特約を新たに不当条項として追加する可能性についてどのように評価するか。すなわち、原状回復請求権の排除特約を新たに不当条項として追加するとすると、在学契約が解除された場合、払い込んだ授業料について原状回復請求が出来ると思われるが、授業料の不返還特約は原状回復請求権の排除特約とは違うと評価されるのか。違うならば理由もあわせて伺いたい。

→最高裁判決では、在学契約について取引法の原理にはなじまない側面を少なからず有している

と判断されていることからすると、御指摘のように明文化された場合、どのように司法判断がなされるかについては心配である。また、私立大学の現状では、授業料は人件費に費やされてしまい、その他の補助金等を獲得してなんとか運営しているので、新たに規定が設けられた場合には非常に厳しいものがあると思う。

(2) 全国宅地建物取引業協会連合会からのヒアリング

資料2-1～2-4に基づき、全国宅地建物取引業協会連合会から説明の後、以下の議論があった。

○資料2-1に記述されている苦情解説制度（p13）について、解決基準は消費者契約法の一般的な解釈か、もしくは商慣習により近い形で運用されているのか。また、担い手はどのような方が伺いたい。

→最終判断は法律関係に詳しい弁護士の先生にお願いしている。

○敷金の返還請求に関して、確立した商慣習までは至らないような個別の地域基準について、協会全体としての考え方やガイドラインはあるのか。

→団体内では、ガイドラインに近いような考え方について意見交換をしているが、業界団体全体として一律の基準を策定しているわけではない。

○資料2-4で「無過失で不実告知がなされた場合につき、契約取消しにともない業者責任の訴訟リスクを置くことが想定される」（p1）とあるが、消費者契約法では不実告知による契約取消しだけを定めており、業者責任に直結するものではないと考える。また、契約の内容である重要事項についてもっともよく承知している事業者が消費者に不実のことを告げておきながら、それが無過失である場合は、通常想定されないが具体的にどういうケースが該当するか。また、そのようなケースは、今の実態から見て一般的によくあるのか。

→具体的な事例を思いつくわけではないが、宅建業法の重要事項の説明は非常に多岐にわたっており、それに対し調査をしても分からないこともあるし、調査義務が及ばず調査できない部分もあるので、その点について消費者契約法の観点から指摘されると非常に苦しい立場にある。

○説明の趣旨は理解するが、消費者契約法では、積極的に不実のことを言った場合には取消しができるわけで損害賠償責任を定めているわけではない。事実と異なることを積極的に言った場合には契約は無かったことにするというその範囲の問題であり、言えなかったことについての過失の有無については、消費者トラブルの現場では問題にするべきことではないと感じる。

→物件説明は1時間半くらいかかり、説明してもわからないという消費者もいるのが実情だ。

○賃貸借契約後は宅建業法として関係ないから、例えば敷金の返還等については大家との個別的問題であり、契約と管理の問題は別々になっているとの御説明について、そのことを理解している消費者は少ないと感じるが、契約時に説明はなされているのか。また、契約が解除されて敷金の返還請求がなされたとき、大家との個別問題ではなく、仲介業者がいて初めて成り立つもの

だと考えるが、大家にはどのように説明しているのか。

→物件説明の中に管理業者名は出ており、消費者に対しては、トラブルが起きた際にはその管理業者に連絡する旨説明はしている。消費者から相談された際には、仲介業として管理先を紹介して相談するようアドバイスをしているところがほとんどである。

○書面上書いてあっても理解していない人がほとんどである。不動産取引で管理業者はどれくらい入っているか。

→数値はないが、地方では、不動産業者が管理を無償で行っているところはかなり多い一方、都市圏になると管理と仲介会社は分けられていることが多い。管理会社が入っていない場合や、転勤で住宅を貸した方が大家である場合には経験も少ないためトラブルは多い。

○1点目として、宅建業者が消費者契約法の取消部分で問題となるのは、賃貸借契約や売買契約の当事者になるケースではなく、消費者契約法の5条が適用される場合ではないかと思う。先ほど、調査義務の範囲や、説明義務をどこまで尽くしたら責任が発生するかなど色々実情について説明をいただいたが、裁判例を見る限り、説明部分の責任については民法上の損害賠償請求等の形で問題となっているのが実情ではないか。協会として5条が根拠になって賃貸借契約や売買契約の取消しが問題となった案件はどれくらい把握しておられるか。それがどのようなケースであって、それを防止するためにどのような取り組みを消費者契約法施行後しているか伺いたい。

2点目として、敷金の不返還特約が問題と報告がされているが、その他にリフォーム料金、ハウスクリーニングの負担の特約も同じような問題が発生しているのではないか。運用の際、通常の損耗として評価できるか否かについては大家さんによることは理解できるが、消費者契約法の不当条項の問題としては、条項の中に敷金の不返還特約やリフォーム料金、ハウスクリーニング料金が通常の損耗の範囲内であるか否かにかかわらず一切退去する人の負担であるという条項が使われていること自体が問題であると思う。賃貸借契約の仲介をされる際に、賃貸借契約の契約条項について協会として業者にどのように指導しているのか。

→1点目について、そのような事例はないと認識している。2点目について、連合会としては国土交通省が策定したガイドラインについて会員に周知したり、賃貸借契約の雛形等を作成しダウンロードできるようにしている。

○資料2-4で「不動産の売買における取引は、おおむね適合性の問題は生じない」(p5)と記載されており、その理由として通常、金融機関からの融資を伴うことがあげられているが、金融機関が融資をする際に適合性原則について配慮しているからおおむね適合性の問題は生じないという考えでよいか。ただ、金融機関は不動産を担保として融資をしているので、その点で適合性原則についてどのように考えているか伺いたい。また、もう一つの理由として「不動産の売買における取引は、一般的な商慣習として手付金・中間金・残代金決済により取引が完了するもので、おおむね適合性の問題は生じないものと考えられる」と記述されているが、この考え方について伺いたい。

→1点目について、個人の支払能力という意味での適合性原則については金融機関が見て、金融

機関なりの独自の判断でされていると考えている。2点目について、手付金・中間金・残代金決済という各段階で売り手は考える時間があり、取引が妥当か否か確認することは可能ではないかということである。

(3) 柳川委員からのヒアリング

資料3に基づき、柳川委員から説明の後、以下の議論があった。

○1点目として、消費者契約法の目的規定に、消費者と事業者との間の情報の質及び量と並んで交渉力の格差と規定されているが、交渉力の格差について経済学的観点から示唆する考えがあれば伺いたい。

2点目として、情報提供に関して正しい認識を促すためのルール設計としては、消費者契約法3条のような規定のあり方と取消無効という実質的な効果を付与するあり方の2つのタイプがあると思う。今回消費者契約法に団体訴訟が導入されたが、実効性確保の手段の関係で、示唆する分析があれば伺いたい。

○1点目について、交渉力の格差を是正することは経済学的に考えても重要であるとする。ただ、交渉力の格差を消費者契約法ですべて解消するのは難しく、独禁法と競争政策によらないと難しいこともある。また、適合性原則に関して、交渉力の格差を上手く活用できればいいと考えており、適合性原則上の問題がある人たちに対しても、契約取引の促進という観点からは後見人を付けて交渉力が上がるようにするのがよいだろう。

2点目について、ルールとしては、現状では問題があった行動についてペナルティをかけ、ペナルティが怖いから情報提供をするという流れを作らざるを得ないが、本来的には、消費者団体と事業者間であれば、紛争処理の段階ではなく紛争が起こる前の段階で積極的にコミュニケーションをとり、望ましいルールを作っていくことが促進される仕組みが望ましい。

○一般ルールとして定めることは限界があり、裁判所の判断に任せる部分もあってもいいとの説明があったが、裁判の社会的コストは極めて大きいと考える。

また、交渉力の格差に関して、消費者団体と大企業の法務部門を持っている事業者間では依然として情報力・交渉力の格差はあると思うが、消費者団体対小規模零細事業者となると、消費者団体の方が交渉力は強くなる。交渉力格差を埋めるために行き過ぎることで、逆格差が発生しないようにすることも必要なのではないか。

→1点目に関しては、裁判ルールで一般的に規制することは理論的にはありうるが、その考え方については個人的にはネガティブであり、事業者側の予測不可能性は大きく、訴訟に至るまでの社会的コストは大きいと感じる。

○不招請勧誘と適合性原則について、一般ルールとして規定すると不必要なものまで規制が及びコストが発生するとの御指摘は非常に理解できる。

不招請勧誘についての説明を解釈すると、一般ルールとして設定が可能であるとした場合、消費者の側がそのような勧誘はいらないと明示している場合に、なおかつ再勧誘することは許され

ないと言えるかもしれない。また、勧誘をする際に、消費者側の意思を確認することまでは一般ルールとして規定することは可能とも考える。ただ、不招請勧誘を一般的に規制していくと、役に立つかもしれない契約に関する情報も得られないことになりコストが発生すると理解している。

また、適合性原則に関する説明を解釈すると、適合性原則に反するような取引については、そもそも契約をすることに適合性がないのだから、いくら情報を得ても消費者にとっては役に立つものではありえないということか。ただ、適合性原則に関して一般ルールは難しいと思うので、金融取引、投資取引等に関しては適合性原則を更に工夫し、不招請勧誘として規制をかけていく枠組みは問題ないのではないかと理解するがどのように評価されるか。

→不招請勧誘に関しては、御説明の通りであり、消費者側が意思を明示する仕掛けやルールを作るよう促すルール設定は考えられて、個別事情を踏まえて地方自治体等に作ってもらうこともありうる。

2点目の適合性原則について、本当に判断能力のない高齢者の方には、契約内容に関していくら情報を得ても無意味であろうが、教育をしてあげれば、あるいはきちんとした認識を促すだけの知識を与えれば判断できるようになる人もいると思うので、一律に判断能力が今ない人に対してすべて情報を与えない、情報を与えるのは無意味と判断するのはもったいないと考えており、教育を促してちゃんと取引ができるような社会的な仕掛けもありうるのではないかと考えている。

○裁判などの具体的な場では、個々の消費者などの原告に生じた負担が問題となることが多いが、経済学全体のコストベネフィットの分析、インセンティブとの関係で、どのように分析されるか。

2点目として、不招請勧誘、適合性原則に関して、年齢や性別、職業など具体的なファクターを経済学的に数値化し、基準として設定して条文に反映するような経済学的分析は出来ないのか。

→1点目について、裁判で問題になった際に考えなくてはならないことと法律を作る際に気をつけなくてはならないことは区別するべきである。困っている人を保護するためのルールによって一般的な取引が犠牲になっていいのか否かは国民に問いかけなければならない問題である。

2点目については、市場化テストなどで持ち込まれている考え方ではあるが、数値化してもどこでコストベネフィットの線引きするかについては経済学の役割ではなく、国民全体に投げかけて判断する必要がある。

○1点目として、交渉のコストについて最近の議論の中でどのように認識されているか。2点目として、消費者紛争について、一つのパイロット訴訟により規範形成をすれば、訴訟コストが低減化されてその判断に従えばよいという見方について、どのように評価されるか。

→1点目について、トラブルが生じた際、交渉という形をとるのか裁判をとるのかわからないが、消費者も事業者もコストを被り、社会的コストは大きいので、それを起きないようにすることが重要である。2点目について、パイロット訴訟から、事業者も消費者も予測可能性が把握できることはよいと思うが、パイロット訴訟にあたった事業者や消費者はそれなりのコストはかかると思うので、ガイドラインや当事者間の自主ルールを積極的に作成する方向を促すことで、紛争が起きる前に解決できないかと考える。

○インターネット取引について簡単に補足をお願いしたい。

→最近、インターネット上の不十分な表示により消費者が誤認をしてしまうこともあるので、インターネット事業者により明確なルール設定をして消費者が判断出来るようにすることが重要ではないか。インターネットが普及して、勧誘と広告の区別が曖昧になり、既存のルールで線を引くのは限界ではないかと感じ、また、近年、ブログの中で製品の紹介がされているものの、実は事業者が装ったり、事業者から依頼されているケースといった想定されていなかった問題も生じているので、消費者に正しい情報が伝わるようなルール作りが必要である。

－以 上－